



宮 崎 県 公 報

令和6年11月21日（木曜日） 第 563 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

| | | |
|---|---|---|
| 告 示 | 頁 | |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 1 | | ○道路の供用の開始（4件）……………（道路保全課） 3 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変 更……………（ “ ” ） 1 | | ○道路の占用を制限する区域の指定……………（ “ ” ） 3 |
| ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている 区域の指定……………（環境管理課） 1 | | 公 告 |
| ○保安林の指定（2件）……………（自然環境課） 1 | | ○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商工政策課） 4 |
| ○道路の区域の変更（4件）……………（道路保全課） 2 | | ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見……………（ “ ” ） 4 |
| | | ○飼料の検査結果の概要の公表……………（畜産振興課） 4 |
| | | ○土地改良区の役員の就任の届出……………（農村整備課） 5 |
| | | ○土地改良区の役員の退任の届出……………（ “ ” ） 5 |
| | | ○落札者等の公告…………… 5 |

告 示

宮崎県告示第 621号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|-----------------------|-----------|
| 江藤歯科医院 | 児湯郡高鍋町北高鍋 1 36番地 3 | 令和6年6月1日 |

宮崎県告示第 622号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|-------------------|
| あおい訪問看護ステーション | 日向市向江町2丁目 153番地 1 |

2 届出事項

| 指定医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|---------------------------------------|----------------------|-----------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 日向市大字財光寺 9 84番地 1 サンハイム B棟 201号 | 日向市向江町2丁目 153番地 1 | 令和6年11月1日 |

宮崎県告示第 623号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（延岡市旭町4丁目340番1の一部及び5丁目129番8の一部）

（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類、砒素及びその化合物

宮崎県告示第 624号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字梅ノ谷7079・7084・7085・7088（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

、7075から7077まで、7092

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 625号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字池田6875、字北ノ内6881、6882-1、6883-1、6884-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 626号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|-------|------|--|------|-----------------|--------------|
| | 国道 | 219号 | 児湯郡西米良村大字越野尾字小春139番11地先から同郡同村同大字同字139番11地先まで | 旧 | 20.1～ 24.0 | 13.0 |
| | | | | 新 | 35.7～ 43.0 | 13.0 |

宮崎県告示第 627号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|-------|-------|--|------|-----------------|--------------|
| 26 | 県道 | 宮崎須木線 | 東諸県郡綾町大字南俣字大口5695番1から同郡同町同大字同字5695番1まで | 旧 | 6.6～ 9.6 | 22.1 |
| | | | | 新 | 8.8～ 15.4 | 22.1 |

宮崎県告示第 628号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|-------|-------|---|------|-----------------|--------------|
| 215 | 県道 | 板上曾木線 | 延岡市北方町板上字コブシキ戌1230番9地先から同市同町板上同字戌1230番9地先まで | 旧 | 8.6～ 9.3 | 28.9 |
| | | | | 新 | 9.3～ 25.7 | 28.9 |

宮崎県告示第 629号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|-------|-----|-------|------|-----------------|--------------|
| 235 | 県道 | 檜原細 | 延岡市小川 | 旧 | 9.3～ | 15.0 |

| | | | | | |
|--|----|-----------------------------|---|---------------------|------|
| | 見線 | 町5240番24地先から同市同町5240番24地先まで | 新 | 9.6 9.3～ 14.1 | 15.0 |
|--|----|-----------------------------|---|---------------------|------|

宮崎県告示第 630号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|------|---|------------|
| | 国道 | 219号 | 児湯郡西米良村大字越野尾字小春139番11地先から同郡同村同大字同字 139番11地先まで | 令和6年11月21日 |

宮崎県告示第 631号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--|------------|
| 26 | 県道 | 宮崎須木線 | 東諸県郡綾町大字南俣字大口5695番1から同郡同町同大字同字5695番1まで | 令和6年11月21日 |

宮崎県告示第 632号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|---|------------|
| 215 | 県道 | 板上曾木線 | 延岡市北方町板上字コブシキ戌1230番9地先から同市同町板上同字戌1230番9地先まで | 令和6年11月21日 |

宮崎県告示第 633号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|----------------------------------|------------|
| 235 | 県道 | 檜原細見線 | 延岡市小川町5240番24地先から同市同町5240番24地先まで | 令和6年11月21日 |

宮崎県告示第 634号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年11月21日から同年12月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|------|--|
| 国道 | 219号 | 児湯郡西米良村大字越野尾字小春 139番11地先から同郡同村同大字同字 139番11地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日
令和 6 年 11 月 21 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ宮崎大塚店・オートバックス宮崎大塚店
宮崎市大塚町池ノ内1221番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
株式会社サンオートエス 代表取締役 矢野竜也
宮崎市大淀3丁目7番11号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
株式会社サンオートエス 代表取締役 矢野竜也
宮崎市大淀3丁目7番11号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 7 年 7 月 12 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,910㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 71台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
A棟内中央部 7台（駐輪場No.1）
建物敷地南東側 9台（駐輪場No.2）
合計 16台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A棟北西側 50㎡（荷さばき施設No.1）
B棟北西側 50㎡（荷さばき施設No.2）
合計 100㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟西側 6.64㎡（廃棄物等保管施設No.1）
B棟西側 4.00㎡（廃棄物等保管施設No.2）
合計 10.64㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間（A棟）

- 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時（B棟）
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日
令和 6 年 11 月 11 日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和 6 年 11 月 21 日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和 6 年 11 月 21 日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 21 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテ延岡店
延岡市塩浜町1丁目1532番地1
 - 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
店舗名称の変更
令和 6 年 10 月 18 日
 - 3 意見の概要
意見なし
 - 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和 6 年 11 月 21 日から令和 6 年 12 月 23 日まで
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、収去飼料の栄養成分に関する検査の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 製造事業場等の名称及び所在地等 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造年月 | 試験項目 | 違反の有無及び違反の内容 |
|------------------------------|------|-------------|--------|------------------------------------|--------------|
| 土持産業株式会社 都城市 | 同左 | ぐるめミックス | 令和6年7月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 土持産業株式会社 都城市 | 同左 | ときめき 100 | 令和6年7月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 株式会社都城酒造 都城市 | 同左 | しょうちゅう粕廃液 | 令和6年7月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 株式会社加藤えのき 宮崎市 | 同左 | えのき廃菌床 | 令和6年7月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 株式会社コムテック 高原町 | 同左 | Mow kids | 令和6年8月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 南日本くみあい飼料株式会社 日向工場 日向市 | 同左 | 成鶏用まるひKR17 | 令和6年9月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 南日本くみあい飼料株式会社 日向工場 日向市 | 同左 | 宮崎はまゆう仕上げCM | 令和6年9月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 株式会社科学飼料研究所 日向工場 日向市 | 同左 | ピグラッシュ3 | 令和6年9月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |
| 株式会社科学飼料研究所 日向工場 日向市 | 同左 | ピグラッシュ2 | 令和6年9月 | 栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------|
| 理事 | 長友栄子 | 西都市大字穂北3722番地 |

(任期：令和8年3月29日まで)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 藤井和也 | 都城市山田町山田4231番地2 |

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る調達件名
LAN用端末機器等の賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 落札者を決定した日
令和6年11月8日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発
代表取締役 井手 知仁
宮崎市大橋3丁目101番地1
- 落札金額
260,487,480円（消費税込）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和6年9月19日

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|